

産業廃棄物適正処理ガイドブック

～産業廃棄物を正しく処理するために～



令和元年10月



東京都環境局

< × 毛 >



産業廃棄物処理基準、委託基準を守りましょう！

目次

廃棄物はどう処理していますか？..... 1

産業廃棄物とその処理（基本）

- 1 産業廃棄物と一般廃棄物 2
- 2 処理を委託するには 3
- 3 マニフェストの使い方 6
- 4 マニフェストが戻ってきたら 7
- 5 書類の管理 8

それでは確認してみましょう！

- チェックリストの使用方法..... 9
- チェックリスト..... 10
- 資料1 産業廃棄物の種類..... 13
- 資料2 産業廃棄物の処理の基準..... 17
- 資料3 産業廃棄物の委託の基準..... 21
- 資料4 委託契約書の記載事項..... 22
- 資料5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）..... 26
- 資料6 排出事業者による行政への報告..... 32
- 資料7 罰則..... 34
- 資料8 「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」
認定制度（第三者評価制度）..... 35
- 産業廃棄物（産廃）Q&A..... 36

巻末 問合せ先

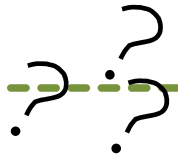
本書は法律等の規定から、廃棄物の区分や委託契約の決まり、産業廃棄物の管理伝票であるマニフェストの使用方法など、排出事業者となる皆さんにとって、必須の基本的な部分を集約して説明しています。

本書により“産業廃棄物に関する基本的知識”や“現在行っている処理方法が適法かどうか”を再確認いただけるかと思えます。

また、事業者の皆さんが機会を見つけて、可能な範囲で定期的に産業廃棄物の処理状況を確認することにより、生活環境の保全や適正処理の確保に大きな効果が見込めます。皆さんの手元に置いていただき、ご活用いただければ幸いです。

廃棄物はどう処理していますか？

毎日毎日、仕事から出てくる廃棄物「溜まってきたな・・・」と思ったら電話1本で取りに来るトラック、でも、料金を支払うだけで本当に良いのでしょうか？
渡した廃棄物は、誰が、どこで、どのように処理しているのでしょうか？



もしも処理を委託した廃棄物が山中に捨てられていたとしたら、廃棄物が周辺環境へ影響を与えたり、あなたは社会的信用を失ってしまったりと、様々な問題が起こる可能性があります。そうならないためにも、もう一度廃棄物のことを考えてみませんか？

ルール 廃棄物の排出や処理をする際にも法律があります

廃棄物についての法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
昭和45年12月25日 法律第137号
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）
昭和46年9月23日 政令第300号
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令）
昭和46年9月23日 厚生省令第35号

通称
「廃掃法」又は「廃棄物処理法」
と呼ばれています。
本ガイドブックでは、以下「法」
と記載します。

このガイドブックの記載は、以下の改正までを反映しています。

平成29年6月 法改正
平成30年3月 政令改正
平成30年12月 省令改正

産業廃棄物とその処理（基本）

< 1 産業廃棄物と一般廃棄物 >

～ 廃棄物には区分があります ～

このガイドブックでは「ごみ」ではなく「廃棄物」という言葉を使っています。この場合の「廃棄物」は、自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要となった固形状又は液状のもの全てを指しています。そして、「廃棄物」は図.1のように「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大きく分類されます。

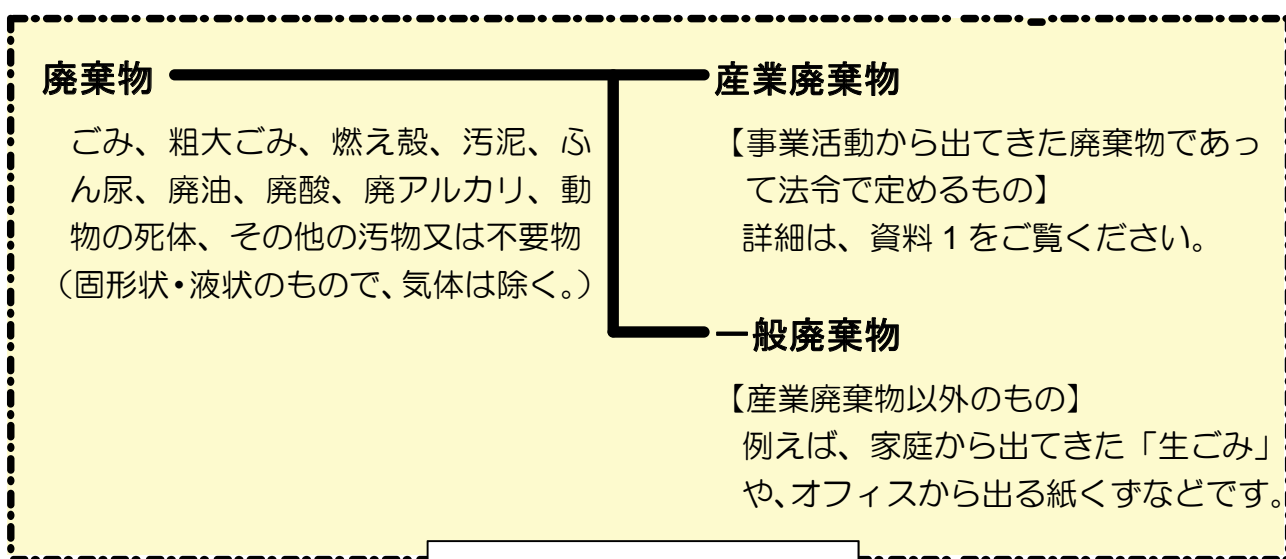


図.1 廃棄物の区分（概略）

～ 「産業廃棄物は排出事業者が処理する。」のが原則です ～

法には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する。」という基本的原則があります。【法第3条】

特に、**産業廃棄物は量の多少にかかわらず、排出事業者である皆さんが、責任を持って保管、運搬、処分をしなければなりません。**また、その際には処理基準（→資料2）を守る必要があります。【法第12条】

もし、基準を外れた処理等をした場合には、罰金等の刑罰や行政処分が科せられることがあります。

< 一般廃棄物の処理 >

一般廃棄物の処理は、基本的に所管の区市町村が行います。

仕事から出た廃棄物でも、産業廃棄物（p.15表.2及びp.16表.3）以外のものは、事業系一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物の扱い等については区市町村の清掃担当部署にご相談ください。

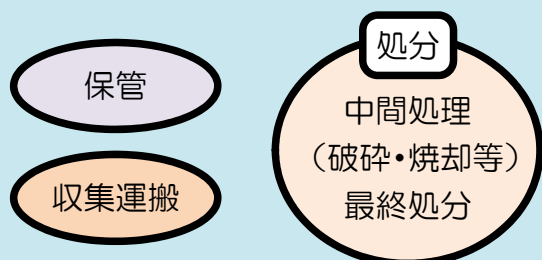


図.2 産業廃棄物の処理

< 2 処理を委託するには >

～ 基準を守れば、許可業者に処理を委託することができます ～

これまでの話で、産業廃棄物は排出事業者である皆さんが責任を持って保管し、処理（運搬、処分）しなければならないことがわかりましたが、場所や人手の関係などから、法の基準に従って自ら処理できる方はほとんどいないのではないのでしょうか？

自ら処理できない場合は、委託基準（→資料 3）に従って、都道府県等の許可を受けた許可業者等に産業廃棄物の処理を委託することになります。

※建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理については、その建設工事の元請負人が法上の排出事業者としての責任を有することになります。【法第 21 条の 3】

～ 許可業者等に処理委託する際には契約書が必要です ～

産業廃棄物の処理委託（収集運搬、処分）の契約には、収集運搬用と処分用で 2 通りの委託契約書（→図.3）を作成して契約する必要があります。

また、この契約書には、処分先や料金など、資料 4 に掲げる項目が含まれていなければなりません。

もし、適正な契約を結ばなかった場合には、委託基準違反となり罰金等の刑罰が科せられることがあります。

契約は口頭ではなく、**必ず書面**で行わなければなりません。

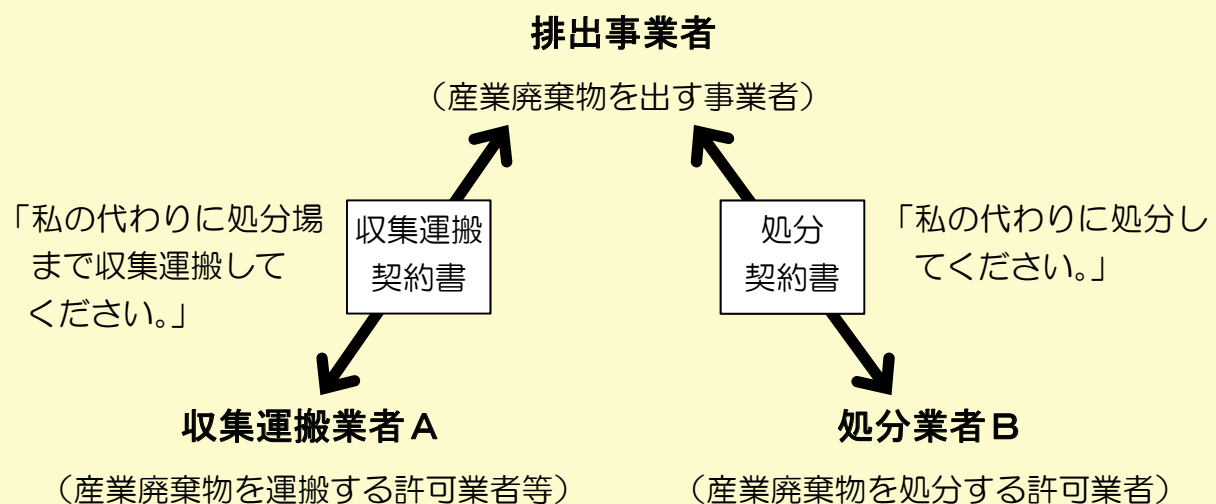


図.3 契約の仕方

委託基準については法第 12 条第 5 項及び第 6 項で定められています。



コラム 01：別々の契約、別々の支払い

法で収集運搬と処分の委託は、それぞれ委託契約を結ぶように決まっています。この背景としては、「金は払うから、この産廃を持っていってくれ。」というように、収集運搬業者へ一任する事業者があり、結果として不適正な処理が行われてしまったことがあったからです。

また、収集運搬から処分へのルートが確保されていても、排出事業者が収集運搬業者へ処分代金の支払いを依頼したことで、処分業者に適正処理に必要な金額が渡らず、不法投棄されてしまった事例もありました。

それでは、委託料金の支払いはどのようにすれば良いのでしょうか？

法では、契約書に料金を記載することが義務付けられていますが、支払い方法については規定がありません。しかし、収集運搬と処分の料金をまとめて収集運搬業者へ支払っていたことが、不適正処理につながった経緯を考慮すると、**料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うことが最も望ましい**と考えられます。

コラム 02：再委託の禁止について

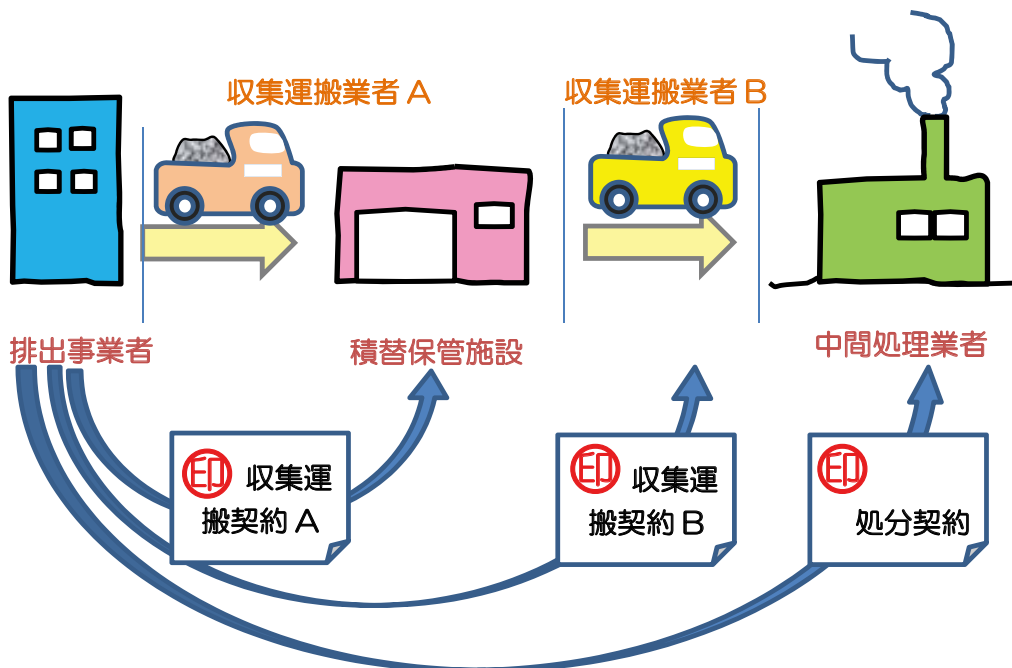
産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者は、原則として自分が受けた仕事を別の業者に任せて（再委託）はいけないとされています。これは再委託により責任の所在があいまいになることが、不法投棄等の不適正処理に結びつくおそれがあるからです。

なお、再委託を行う場合には、事前に書面により排出事業者の承諾を受けることなど法第 14 条第 16 項の再委託基準に従うことが必要です。

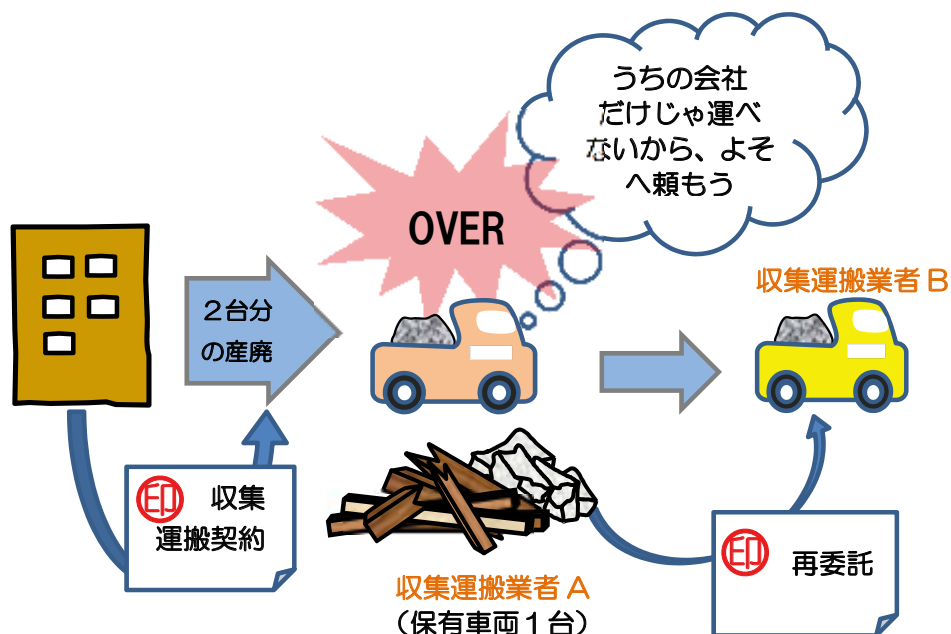
皆さんも、収集運搬に来た業者が収集運搬の処理委託契約を結んだ業者か、戻ってきたマニフェストに記載されている業者名が、収集運搬の委託契約や処分の委託契約を結んだ業者名か、必ず確認してください。

<参考1> 区間委託と再委託について

- 区間委託とは、排出事業者から中間処理事業者までの運搬を、積替保管施設などを經由するなどし、複数の収集運搬業者が区間を区切って運搬することを言います。
この場合、排出事業者は委託する各区間の収集運搬業者と、それぞれ契約を結ばなくてはなりません。



- 再委託とは、排出事業者と委託契約を結んだ収集運搬業者や中間処理事業者が、受託した業務の一部又は全部を他の処理業者に行わせることを言います。



<参考2> 事前協議について

自治体によっては、他の自治体から産業廃棄物を持ち込む際に、事前に協議や届出を必要とする場合があります。処理業者と連絡・確認し、各自治体の指導に従った協議や届出を行ってください。なお、東京都ではこの制度を導入していません。

< 3 マニフェストの使い方 >

～ 産業廃棄物の処理委託にはマニフェストが必要です ～【法第 12 条の 3】

商品の受渡しを例に考えてみましょう。もしも配送伝票がなかったら、誰からの注文か、どこへ届けばよいのか、それどころか全部届いたのかも分かりません。それは、商品を産業廃棄物に置き換えても同じです。

そこで、産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、排出事業者がマニフェスト（産業廃棄物管理票）と呼ばれる伝票を交付する決まりになっています。

< マニフェストの交付 >

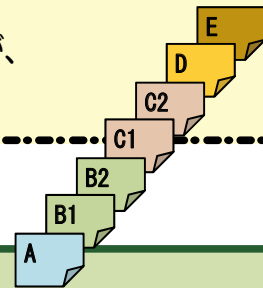
排出事業者である皆さんがあらかじめ用意したマニフェストに、引渡す産業廃棄物の種類や量を確認するとともに、当該事項等必要事項を記入します。そして、その伝票を委託する産業廃棄物とともに、許可業者へ引き渡します。

< 記入内容（→資料 5） >

- ① 渡すのはどんな産業廃棄物なのか
- ② 量はどのくらいあるのか
- ③ どの収集運搬業者がどこへ運ぶのか
- ④ どの処分業者が処分するのか（最終処分も含む。）

< マニフェストの姿 >

建設系に特化した物や一般的に使用できる物などがありますが、複写式で 7 枚綴りの形式が一般的に使用されています。



～ マニフェストは産業廃棄物と一緒に旅をします ～

最初に収集運搬業者へ渡されたマニフェストは「産業廃棄物を管理するための伝票」として使用され、資料 5 の図.11（→p.29）のように処理が終わるまで産業廃棄物と行動をとともにします。そして、委託した産業廃棄物の運搬や処分が終わった場合には、マニフェストはその終了報告として排出事業者へ所定のもの何枚かが返ってきます。

なお、マニフェストを適正に使用しなかったり、虚偽の記載をした場合、排出事業者の皆さんにも原状回復命令等の行政処分や罰金が科せられることがあります。

・平成 22 年の法改正により、産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないことになりました。

< 4 マニフェストが戻ってきたら >

～ 内容の確認が必要です ～

さて、委託した産業廃棄物の処理が適正に行われ、規定どおりにマニフェストが戻ってきました。しかし、これだけでは排出事業者としての責任を果たしたことにはなりません。必ず、適正に処理されたことを記載内容から確認してください。

～ 運搬・中間処理・最終処分は予定どおり行われていますか？ ～

万が一、マニフェストが表.1 の期限を過ぎても戻ってこない場合などは、処理業者に対する確認・指示・催促等によって処理の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じます。

そして、表 1 の期限から 30 日以内に、講じた措置等を所管の都道府県知事に報告（措置内容等の報告）しなければなりません。

表.1 マニフェストの写しの送付を受けるまでの期間

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2 票、D 票	交付の日から 90 日	交付の日から 60 日
E 票	交付の日から 180 日	同 左

「例えばどんな措置をするの？」



自分の産業廃棄物が処理されず、委託業者の施設等に放置されている場合などは、委託契約を解除して、他の処理業者にその処理を委託することなどが考えられます。

～ 「おかしいな？」と放置しておくと一大事 ～

マニフェストが期限までに戻ってこないのに放置したり、戻ってきたマニフェストの記載内容の確認を怠り「定められた事項が記載されていない。」、「虚偽の内容が記載されている。」などといったことに対して、収集運搬業者又は処分業者に必要な指示・催促をしていない場合には、排出事業者にも原状回復命令等の行政処分が科せられることがあります。

コラム 03：電子マニフェスト

電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに変えてパソコンや携帯電話からマニフェスト情報を情報処理センターに登録することができる制度です（P31 参照）。

令和 2 年 4 月からは前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB を除く。）の排出量が 50t 以上の事業場を設置する排出事業者は、当該特別管理産業廃棄物について電子マニフェストの登録が義務付けられました。

< 5 書類の管理 >

～ マニフェストの保存が必要です ～

規定どおりに戻ってきたマニフェストは、法で定められた期間（5年間）保存します。

【お願い】 返送されたマニフェストの保存方法について

戻ってきたマニフェストは、5年間保存するように定められています。その際には、同じ交付番号の [A、B2、D、E] 各票を組にして整理し、行政等から提示を求められた際に、直ちに応じられるよう、綴りの所在を決めておいてください。

～ 契約書は契約終了後から5年間保存します ～

委託契約書は、契約終了後（契約を打ち切ってから）5年間保存するように決められています。



～ （特別管理）産業廃棄物を自ら処理する場合は、帳簿を作り、5年間保存します ～

次のいずれかの排出事業者は帳簿の記載と保存が義務付けられています。（運搬又は処分を自ら行わず、全て委託した場合には、帳簿の作成は不要です。）

- ①産業廃棄物処理施設（法第15条第1項）又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設を設置し、自ら処分を行う排出事業者
- ②産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら処分又は再生を行う排出事業者
- ③特別管理産業廃棄物を自ら運搬又は処分若しくは再生を行う排出事業者
- ④二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた事業者

帳簿の記載事項（産業廃棄物の種類ごとに記載）

< 運搬 >

- 1 （特別管理）産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- 2 運搬年月日
- 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- 4 積替え保管又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

< 処分 >

- 1 （特別管理）産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
- 2 処分年月日
- 3 処分方法ごとの処分量
- 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

< 帳簿の扱い >

- 1 事業場ごとに帳簿を備え、翌月中までに記載する。
- 2 1年ごとに閉鎖し、閉鎖してから5年間、事業場ごとに保存する。

それでは確認してみましょう！

ここまでの説明で、産業廃棄物とその処理の基本的なことを理解していただけか
と思います。ここからは、チェックリストを用いて、現在行っている産業廃棄物の処
理委託が適法かどうかを具体的に確認していきます。

なお、設問 6 の「マニフェスト運用上の事故への対処」は、該当する事態が生じた
場合に確認してください。

また、今後も機会を見つけて定期的に確認を行っていただき、適正な委託処理の確
保にこのチェックリストをご活用ください。

チェックリストの使用方法

チェックリストにより、皆さんが現在行っている産業廃棄物の処理委託が、法の基
準に従って「適法に」行われているかどうかを確認できます。以下の設問に「はい」又
は「いいえ」で教えてください。

**1 つでも「いいえ」があれば、その項目について法律に違反しているおそれがあり
ますので、早急に是正してください。**

産業廃棄物の処理フローとチェックリストの対応関係

- 産業廃棄物と一般廃棄物……………【設問 1—①～④】
- ↓
- 処理を委託するには……………【設問 2—①～⑩】
- ↓
- マニフェストの使い方……………【設問 3—①～④】
- ↓
- マニフェストが戻ってきたら……………【設問 4—①～③】
- ↓
- 書類の管理……………【設問 5—①～③】
- ↓
- マニフェスト運用上の事故への対応……………【設問 6—①～③】

通常は
ここまで！

1 産業廃棄物と一般廃棄物

- ① 業務によって発生する廃棄物を、産業廃棄物（→資料 1）と一般廃棄物に分けて扱っていますか？ はい・いいえ
- ② 産業廃棄物の保管場所に掲示板（→資料 2）を設置していますか？ はい・いいえ
- ③ 保管は囲いのある場所か、物置、コンテナ等を利用していますか？（→資料 2） はい・いいえ
- ④ 保管場所で、はえ、蚊、汚水、悪臭等が発生しないように、対策をしていますか？（→資料 2） はい・いいえ

2 処理を委託するには

- ① 産業廃棄物は処理基準（→資料 2）に従い自分で処理するか、許可を受けた専門業者（産業廃棄物処理業者）に委託していますか？ はい・いいえ
（産業廃棄物処理業者の探し方はQ&AのQ17を参照してください。）
- ② 産業廃棄物と一般廃棄物を別々に契約していますか？ はい・いいえ
- ③ 収集運搬業者と処分業者から許可証等の写しをもらっていますか？
（広域認定証の写しを含む。→p.11）
[許可証の写しは、委託契約書への添付が義務付けられています。] はい・いいえ
- ④ 収集運搬業者は、東京都と運搬先の処分業者の施設がある道府県等で、許可等を受けていますか？ はい・いいえ
[許可証等の写しで確認]

< 収集運搬業の許可 >

産業廃棄物の収集運搬業の許可は、都道府県知事等が出しています。

また、A県からB県・C県を通過しD県に産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物を“積み込む”A県（例えば、東京都）と、“荷を降ろす”D県、という2つの自治体で収集運搬業の許可を受けている必要があります（→資料3の図.8）。

- ⑤ 収集運搬業者の許可等の範囲に、委託している産業廃棄物の品目（種類）が含まれていますか？ はい・いいえ
[許可証等の写しで確認]

なお、次の場合には、政令市の長が許可を出しています。

- ・政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- ・都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

- ⑥ 処分業者は、破碎、焼却等の処理施設のある都道府県等の処分業の許可等を受けていますか？

【許可証等の写しで確認】

はい・いいえ

※注 処分業の許可

産業廃棄物の処分業の許可は、処理施設のある都道府県の知事又は政令指定都市の市長、中核市の市長、別途、規定する市の長が出しています。

- ⑦ 処分業者の許可の範囲に、委託している産業廃棄物の品目（種類）が含まれていますか？

【許可証等の写しで確認】

はい・いいえ

- ⑧ 収集運搬業者と運搬に関する委託契約を書面で結んでいますか？

はい・いいえ

- ⑨ 処分業者と処分に関する委託契約を書面で結んでいますか？

はい・いいえ

- ⑩ 設問⑧、⑨における委託契約書には、必要事項（→資料 4）にある項目が全て含まれていますか？

はい・いいえ

< 広域認定証 >

産業廃棄物となった製品の製造事業者等が行う広域的処理（再生利用を含む。）について、当該事業者等の申請に基づき、認定の基準を満たしている場合には環境大臣が認定し、認定証を交付しています。

この場合、産業廃棄物処理業（収集運搬業又は処分業）の許可は不要です。

（認定制度→p.37 の産業廃棄物Q & AのQ07 を参照）

3 マニフェストの使い方

- ① 産業廃棄物を引き渡す際には、必ず自らが排出事業者となっているマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付していますか？

はい・いいえ

- ② また、マニフェストに、必要事項（→資料 5）を全て記載していますか？

はい・いいえ

- ③ 記入の必要がない欄は、斜線で抹消していますか？

はい・いいえ

- ④ 戻ってきたマニフェストの記載内容を確認するなど、マニフェストは、適正に運用（→資料 5）されていますか？

はい・いいえ

4 マニフェストが戻ってきたら

- ① 交付したマニフェストは、定められた期限（→p.7の表.1）までに返送されていますか？ はい・いいえ
- ② 返送されたマニフェストに、処理業者の会社名と担当者名前の記入又は押印が全てされていますか？ 記載内容や日付はおかしくありませんか？ はい・いいえ
- ③ 返送されたマニフェストE票に記載された最終処分の場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所と一致していますか？ はい・いいえ

5 書類の管理

- ① マニフェストのA票及び返送されたマニフェスト（B票～E票）は、5年間保存していますか*？ はい・いいえ
- ② 契約期間が終了した委託契約書は、5年間保存していますか？ はい・いいえ
- ③ 産業廃棄物の帳簿は、適切に記載し、5年間保存していますか？ はい・いいえ
（帳簿の記載・保存については、p.8を参照して下さい。）

※注 電子マニフェストを利用した場合は、情報処理センターがデータを5年間保存しますので、排出事業者が別途、データを保存する必要は有りません。

6 マニフェスト運用上の事故への対応

「4で問題が生じた場合は、この欄を確認してください。」

- ① 交付したマニフェストが、p.7の表.1に掲げる期限までに返送されていない場合、収集運搬業者や処分業者に催促していますか？ はい・いいえ
- ② 返送されたマニフェストの記載内容等に誤りや漏れがあった場合、収集運搬業者や処分業者に訂正や記載の指示をしていますか？ はい・いいえ
- ③ マニフェスト返送期限の超過や、その他の使用方法及び記載内容に法違反があった場合、行政に報告をしていますか？ はい・いいえ

適正委託で、不法投棄防止!!

